

大磯町特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を
改正する条例

大磯町特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（昭和31年大磯町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「6月に支給する場合には100分の185、12月に支給する場合には100分の200」を「100分の192.5」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年2月14日提出

大磯町長 中 崎 久 雄